

名古屋都市計画地区計画の決定(案)に対する「意見の要旨」と「市の見解」

【募集期間】平成24年6月29日から平成24年7月13日まで

【意見提出人数等】意見提出人数 2名、意見数 9件

通番	御意見の要旨	御意見に対する市の見解
1	電柱を地中化し、土地の価値を上げていただきたい。	該当開発区域における電柱に関する御意見につきましては、その旨を事業者にお伝えしておきます。
2	付近に小学校の建設予定はあるか。	付近に小学校を建設する予定はございません。東小学校で対応する予定でございます。
3	地震に備え、手動ポンプ式の井戸を掘ると良い。	当該開発区域における井戸に関する御意見につきましては、その旨を事業者にお伝えしておきます。
4	一戸あたり敷地面積200㎡(最低限度)、外壁等から敷地境界線までの距離1m以上について、将来にわたって担保させれるよう条例制定が必要でないか。	市議会での議論を踏まえて、本地区計画案の条例を制定する予定でございます。
5	近年局地的な豪雨災害が毎年各地で起こっている。雨水貯水池について、地区計画縦覧図において面積、容量がはっきりと判断できないが、最近の事例を参考に、従前の基準等をさらに安全率を加えた基準とするべきである。今後も開発が進行する可能性があり、香流川下流域への影響に配慮して下さい。	雨水貯水池の面積、容量につきましては、別途開発許可を受けております。
6	緑地について、三ヶ峯丘陵に隣接しているので傾斜地が多いと思われるが、開発前に隣接地域に自生固有の植物種での緑化が必要である。県の事業では、表土を保管し工事終了後に戻す等、自然環境に配慮した施工がなされている。	当該開発区域における緑化に関する御意見につきましては、その旨を事業者にお伝えしておきます。
7	環境保全が後手に回らないよう、今後、1haを超える開発については、地区計画により事前の自然環境調査の実施を求めるべきである。	地区計画とは、一定の地区の施設の整備、建築物等に関する事項を定める都市計画であり、自然環境保全の基準を定めることは出来ません。 なお、市としては、愛知県環境影響評価条例の基準に準じて運用しております。
8	意見書の提出期限について、縦覧終了と同時にではなく1週間ほど延長してほしい。	意見書の提出期限につきましては、都市計画法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までとなっております。
9	ホームページでの閲覧についても実施していただきたい。	御意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。